

# 都市基盤分野

## 2 市民と産業を支える力強いまちをつくる

### 1 快適に生活できる基盤をつくる

1 適正な土地利用と良好な景観形成

2 魅力ある市街地の整備

3 公共交通ネットワークの確立

4 道路の整備と管理

5 適切な生活排水処理の推進

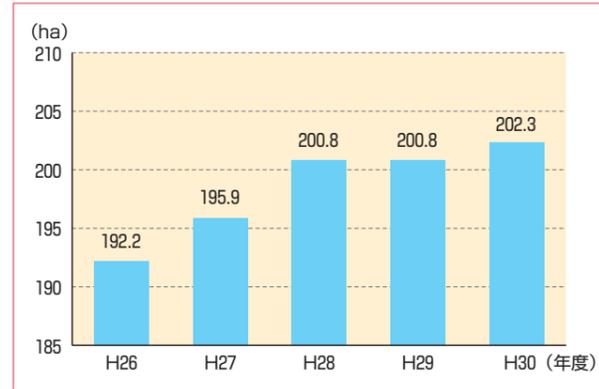
6 安定した水道水の供給

7 良好な居住環境の形成

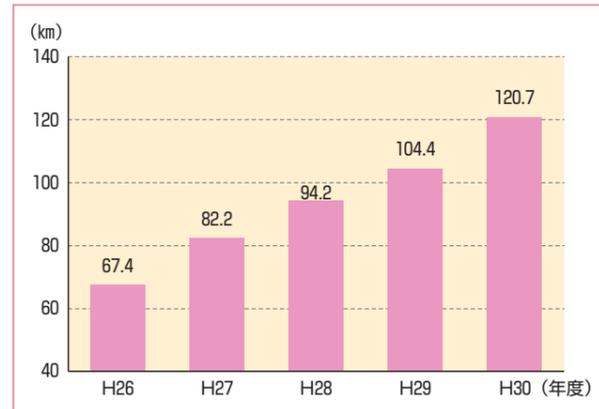
現状と課題

- ① 郊外での宅地開発により市街地の拡散が進んでいます。まとまりのある良好な市街地の形成と自然環境や優良農地の保全による活力ある都市づくりを目指し、地域の特性に応じた土地利用とその誘導に向けた取組を推進する必要があります。
- ② 地籍調査<sup>※</sup>は、土地の境界などを明確にすることで、将来に向け安定した土地取引のための効果がありますが、調査にあたっては土地所有者の協力が不可欠であるため、啓発活動により調査の必要性について理解を得る必要があります。
- ③ 都市化の進展とともに、是正を必要とする広告物や周囲との調和を欠いた建築物などが出現しています。潤いのある豊かな生活環境の創造と地域社会の健全な発展を目指し、良好な景観形成を推進する必要があります。

■ 地域地区などの延べ面積



■ 屋外広告物適正化指導道路の延べ延長



施策の展開

- ① 適正な土地利用の推進
  - 新たな地域地区などの指定による土地利用の誘導
  - 必要な生活関連サービスの集約と居住の誘導
- ② 計画的な地籍調査の推進
  - 計画的な調査地の設定
  - 事業説明会の開催や啓発活動の実施
- ③ 景観まちづくりの推進
  - 良好な景観の形成の推進
  - 協働による景観まちづくりの推進



まちづくりの指標 (成果指標)

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
新たに指定する地域地区などの延べ面積	202.3ha	3,146.1ha	用途地域、地区計画 <sup>※</sup> 、特定用途制限地域 <sup>※</sup> などの土地利用制度を平成21年度以降新たに指定する地区の延べ面積
地籍調査完了面積	20.36km <sup>2</sup>	23.36km <sup>2</sup>	地籍調査対象地域で調査を完了した面積
屋外広告物適正化指導道路の延べ延長	120.7km	202.5km	適正な屋外広告物の表示の推進に取り組む道路の延べ延長

施策の基本方針

- ① 適正な土地利用を推進し、秩序ある土地利用の誘導と、まちのまとまりの形成を進めます。
- ② 地籍調査を推進し地籍の明確化を図り、将来に向け安定した土地取引のための基礎づくりを進めます。
- ③ 山並みと水と緑の美しい風景を守り、歴史と文化を継承し、居心地の良い生活空間を創造します。

関連計画

都市計画マスタープラン (平成20年度～令和9年度)  
 立地適正化計画 (平成30年度～令和17年度)  
 景観計画 (平成18年度～)

※ 地籍調査：土地の一筆ごとの所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置、面積を測量する調査を行い、正確な地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する調査。

※ 地区計画：それぞれの地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる、地区レベルの計画。

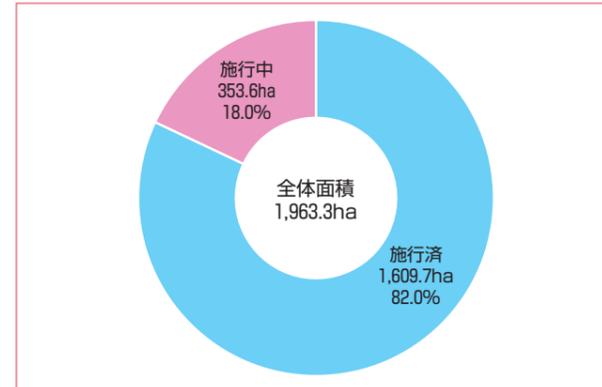
※ 特定用途制限地域：非線引き都市計画区域の用途地域を定めていない地域において、良好な環境を形成・保持するために、環境に支障を与える建築物などを定め、その立地を規制する地域。

2-1-2 快適に生活できる基盤をつくる  
魅力ある市街地の整備

現状と課題

- 市街地では、土地区画整理事業の財政的負担の増加や事業の長期化が課題となっています。そのため、事業実施地区については、安全で快適な市街地の整備を早期完了させるとともに、新規事業化を図る場合には、新たな市街地整備手法の検討が求められています。また、境地区の中心市街地の整備については、今後の長期的な課題となっています。
- 学校、図書館、銀行、病院などの都市機能や寺社仏閣などの歴史的建造物が数多く残っている伊勢崎駅周辺は、鉄道やバスなどの交通結節点として充実してきています。防災性の高い便利で快適な中心市街地の形成のため、老朽建築物の撤去や更なる都市機能の集約などが求められています。
- 伊勢崎駅は、鉄道高架事業に併せて新駅舎も供用を開始し、駅前広場などについても整備を進めてきました。更なる中心市街地の賑わいを創出するため、公共空間の整備や民間活力を活用したイベントなどを通して、街なかの魅力をアピールすることが重要となっています。

■ 土地区画整理事業完了地区の割合（平成30年度）



■ 土地区画整理事業の各施行地区における進捗率（平成30年度）



施策の基本方針

- 土地区画整理事業を推進し、安全で快適な市街地の整備を図ります。また、地区計画<sup>\*</sup>など新たな市街地整備手法を検討して、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。
- 伊勢崎駅周辺の中心市街地では、整備により都市機能の集約を図りながら、防災性の高い便利で快適な街なかを形成し、居住の促進を目指します。
- 伊勢崎駅周辺については、シンボルロード<sup>\*</sup>などの集える公共空間整備を進めるとともに、市民などによるイベントを開催することで賑わいの創出を図ります。

施策の展開

- 市街地の整備
  - 土地区画整理事業の推進
  - 新たな市街地整備方法の検討
- 伊勢崎駅周辺の中心市街地の整備
  - 土地区画整理事業の推進
  - 密集住宅市街地整備促進事業<sup>\*</sup>の推進
  - 都市機能の集約
- 伊勢崎駅周辺の街なかの賑わい創出
  - 集える公共空間の整備
  - 市民などによるイベントの開催
  - 街なか居住の促進



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
土地区画整理事業完了地区の割合	82.0%	91.2%	土地区画整理事業施行地区のうち、事業が完了した地区の割合
伊勢崎駅周辺で開催されるイベントの来場者数	29,357人	38,000人	伊勢崎駅南口駅前広場及び伊勢崎駅前インフォメーションセンターなどにおけるイベントの来場者数

関連計画

都市計画マスタープラン（平成20年度～令和9年度）  
立地適正化計画（平成30年度～令和17年度）

<sup>\*</sup> 地区計画：それぞれの地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる、地区レベルの計画。  
<sup>\*</sup> シンボルロード：伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業区域内における都市計画道路3・4・6号伊勢崎駅南口線の通称。  
<sup>\*</sup> 密集住宅市街地整備促進事業：老朽木造建築物の除却による密集市街地の解消及び建替え・不燃化の促進並びに避難路や避難地の整備などにより防災性の向上と居住環境の改善を図る事業。

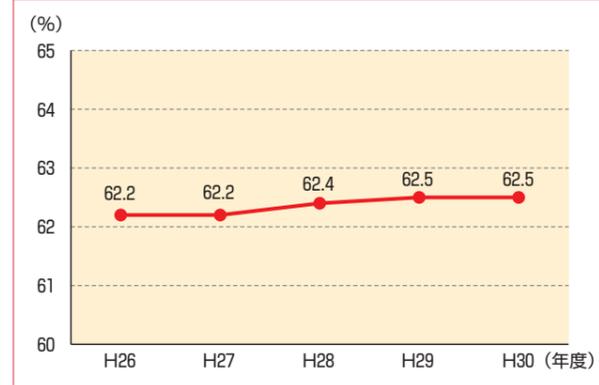


2-1-4 快適に生活できる基盤をつくる  
道路の整備と管理

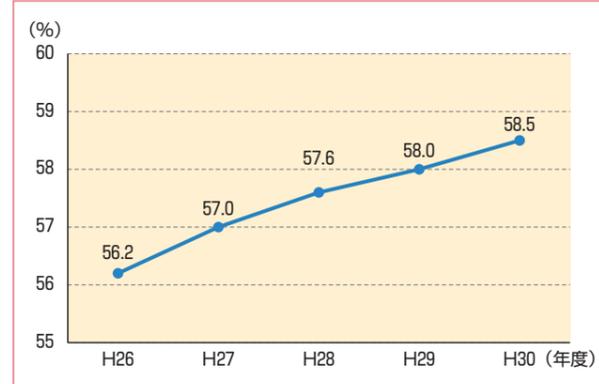
現状と課題

- ① 幹線道路<sup>※</sup>は、都市の骨格を形成し、市民の日常生活や産業・経済活動を支えるなど、活力ある都市づくりに重要な都市基盤です。今後も社会経済情勢や市民ニーズに対応して、市民が安心して快適に利用できるよう配慮するとともに、国や県と連携しながら整備していく必要があります。
- ② 市街地や集落にある生活道路には、幅員4m未満の道路や未舗装道路が残っているため、消防・救急活動に支障があることや地域住民の利便性向上、安全確保のためにも、市民の理解と協力を得ながら、整備を進める必要があります。
- ③ 道路や橋りょうなどの道路施設の中には、経年により施設の老朽化が進んでいるものがあります。安全な道路として維持管理を継続させるためには、適切なコスト管理と計画的な修繕により機能を持続させる必要があります。
- ④ 誰もが安心・安全に利用できる歩行者空間の確保が求められています。身近な地域の道路や通学路の安心・安全な通行を確保するため、地域や学校と連携して、総合的な安全対策を推進する必要があります。

■ 都市計画道路の供用率



■ 市道の改良率



施策の基本方針

- ① 幹線道路の計画的な整備により、交通利便性の向上と渋滞の解消、安全で快適な道路環境の創出を図ります。
- ② 地域の実情を踏まえながら、生活道路の整備を計画的に進めるとともに、安全で快適に通行できるよう道路環境の向上を図ります。
- ③ 道路施設の効率的で適正な維持管理により、安全で円滑な道路環境の確保を図ります。
- ④ 安心・安全な道路整備により、人を中心とした道づくりを推進します。

※ 幹線道路：車線数が2以上で歩道を有する道路のこと。このうち、国道や県道など本市と他都市とを結び交通、経済、交流の主軸となる道路を広域幹線道路といい、それ以外の幹線道路を都市内幹線道路という。

施策の展開

- ① 幹線道路の整備
  - 幹線道路の整備推進
  - 国道や県道の整備促進
  - 人に優しい道路環境の整備
- ② 生活道路の整備
  - 市道認定された幅員4m未満の道路の解消
  - 未舗装道路の舗装整備
  - 地域住民の利便性を向上させる道路整備
- ③ 効率的で適正な道路管理
  - 老朽化した市道の改良や舗装修繕などの計画的な実施
  - 橋りょうの計画的な長寿命化対策の実施
  - 道路施設の監視強化と事故の未然防止
- ④ 安心・安全な歩行者空間の確保
  - 地域・学校との連携による危険箇所の調査
  - 通学路の歩道整備など総合的な安全対策の推進
  - 人に優しい身近な地域の安全な道路空間の確保



まちづくりの指標 (成果指標)

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
都市計画道路 <sup>※</sup> の供用率	62.5%	63.6%	幅員16m以上の都市計画道路の総延長に対し、供用開始した道路延長の割合
市道の改良率	58.5%	61.2%	市道の実延長のうち、道路改良済みの市道の割合
橋りょうの改修率	18.8%	26.8%	市が管理する15m以上の橋りょう112橋における改修完了割合

関連計画

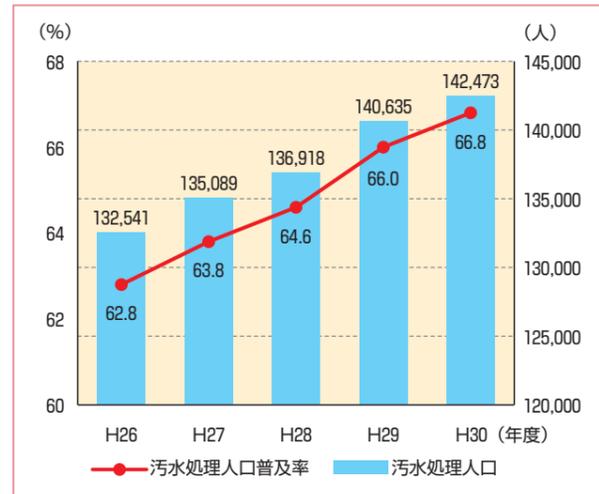
都市計画マスタープラン (平成20年度～令和9年度)  
橋梁長寿命化修繕計画 (平成25年度～)

※ 都市計画道路：目指すべき都市像の実現に向けて、円滑な都市活動と良好な都市環境の確保に必要な道路網を、現在や将来の土地利用や交通量などを考慮して都市計画法に基づいて定めた道路のこと。

現状と課題

- 河川などの水質改善や生活環境の向上を図るため、公共下水道などにより生活排水を処理していますが、本市の汚水処理人口普及率は66.8%と県平均の81.3%と比べ低い状況です。計画区域が広範囲な公共下水道は整備完了まで相当の費用と期間を要すことから、地域に適した効率的な手法による生活排水処理が求められています。
- 老朽化した汚水処理施設の補修や更新のほか、地震対策に多額の費用を要することが見込まれています。効率的な整備を進めるとともに、適切な機能継続と維持管理を図る必要があります。
- 汲み取り、みなし浄化槽<sup>※</sup>は、家庭雑排水がそのまま放流され水環境の悪化につながります。速やかな浄化槽への転換促進が求められています。

■ 汚水処理人口普及率



施策の基本方針

- 地域に適した効率的な汚水処理を推進し、河川や水路などの水質保全、生活環境の向上を図ります。
- 汚水処理施設の適切な機能継続と効率的な維持管理を進め、安定した汚水処理に努めます。
- 汲み取り、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進し、適切な汚水処理を図ります。

※ みなし浄化槽：単独浄化槽のことで、トイレからの汚水のみ処理を行い、浴槽や台所の汚水はそのまま排水する。

施策の展開

- 効率的な汚水処理の推進
  - 地域に適した効率的な汚水処理の推進
  - 公共下水道の整備推進
  - 公共下水道処理区の再編の検討
  - 汚水処理施設の統廃合の推進
- 汚水処理施設の適切な機能継続と維持管理
  - 公共下水道施設の更新と地震対策の推進
  - 公共下水道施設、農業集落排水施設の効率的な維持管理の推進
  - 下水管への接続促進
- 浄化槽への転換促進
  - 市設置型浄化槽事業の推進
  - 浄化槽補助制度の活用
  - 浄化槽の適正な維持管理の促進



まちづくりの指標 (成果指標)

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
汚水処理人口普及率	66.8%	82.2%	汚水処理施設を利用することができる市民の割合

関連計画

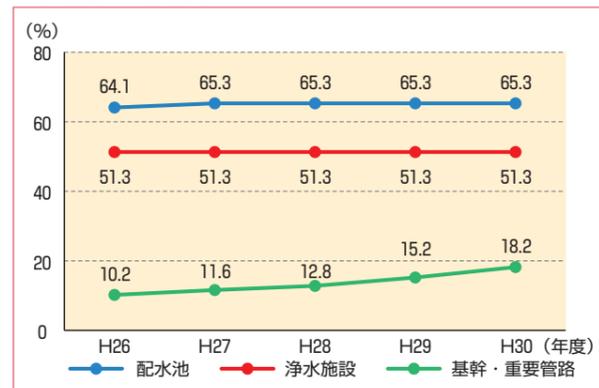
- 汚水処理基本計画 (平成23年度～)
- 下水道総合地震対策計画 (平成26年度～)
- 公共下水道ストックマネジメント実施方針 (平成30年度～)

2-1-6 快適に生活できる基盤をつくる  
安定した水道水の供給

現状と課題

- ① 近年の地震や局地的豪雨などからライフラインである水道施設の重要性が再認識されています。安全な水道水を安定的に供給するため、経年した施設の更新や水需要に対応した整備、地震などによる災害に対応した耐震化の必要があります。
- ② 水道の使用量は、給水人口が微増しているものの、節水機器の普及などにより減少傾向にあり、料金収入も将来的に減少していくことが考えられます。水道事業は、事業の効率化、料金の適正化に努め、安定した経営を続けていく必要があります。

水道施設の耐震化率



施策の基本方針

- ① 良質な水源を確保し、水質の管理に努めるとともに、水道施設の整備、長寿命化及び更新を図り、安全で災害に強い安定的な給水体制を維持します。
- ② 将来の給水需要に的確に対応するため、計画的、効率的に事業を推進し、健全で安定した水道事業の経営に努めます。

施策の展開

- ① 安全な水道水の供給と施設整備の推進
  - 水質検査などによる安全性の確保
  - 計画的な水道施設の耐震化と更新
  - 配水管整備の推進
- ② 安定した経営の推進
  - 事業の効率化、合理化の推進
  - 適正な料金体系の維持



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
基幹・重要管路*の耐震化率	18.2%	32.6% (令和4年度)	基幹・重要管路（約290km）のうち、耐震化された管路の布設延長の割合
有効水量率	93.0%	94.0%	年間総配水量のうち、漏水などにより無効となったものを除いた水量の割合

関連計画

水道事業経営戦略（水道事業ビジョン）（令和元年度～令和10年度）  
 水道事業経営認可計画（平成20年度～令和5年度）  
 水道施設耐震化計画（平成25年度～）  
 水安全計画（平成30年度～）

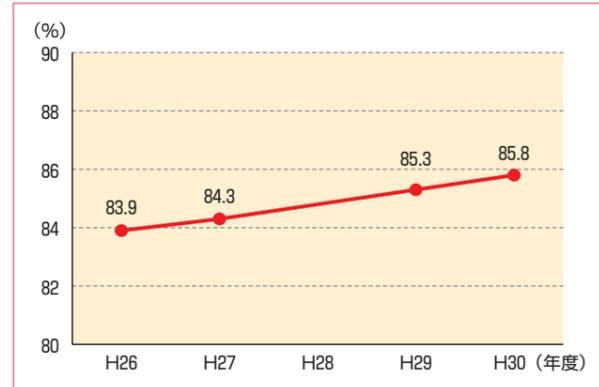
\* 基幹管路：次の3つの管路の総称。①導水管（井戸などから浄水場まで原水を送る管路）②送水管（浄水場から配水場の施設間へ浄水を送る管路）  
 ③配水本管（浄水場や配水場から配水区域まで浄水を送る管路）  
 ※ 重要管路：地震や災害などの非常時に、病院や学校、緊急避難場所などに水道水を送ることが最低限確保されるべき配水管路。

2-1-7 快適に生活できる基盤をつくる  
良好な居住環境の形成

現状と課題

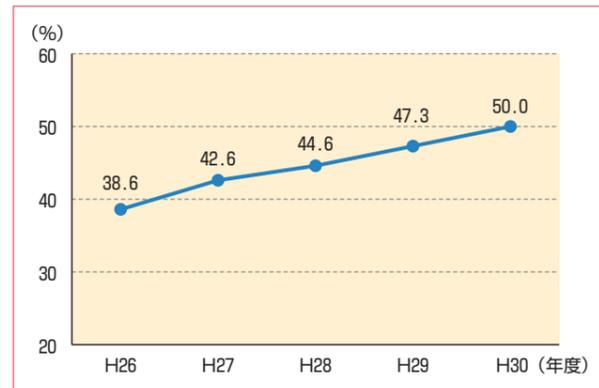
- 市街地周辺部での民間宅地開発が進んでいます。無秩序な宅地開発や空き家の増加による居住環境の悪化を防ぎ、周辺環境と調和した安全で快適な居住環境づくりのために、適切な指導、誘導を行う必要があります。
- 少子高齢化や核家族化の進行などにより、市民の住まいに対する意識が変化しています。長期にわたって快適に住み続けられる住宅や、近年多発する地震災害などに備え、耐震性、安全性に配慮された住宅などが求められています。
- 市営住宅については、住宅に困窮する市民にとっての住まいのセーフティネット\*としての役割が求められています。また、老朽化した住宅の改修、修繕などを計画的に推進し、コミュニティバランス\*に配慮しながら、良好な状態で使用できるよう適正な管理が求められています。

住宅耐震化率



※H28はデータがありません。

市営住宅の特定目的別分散入居率



施策の基本方針

- 周辺環境と調和した良好な居住環境を形成するための指導、誘導を行います。
- 住宅の安全対策を推進し、良質な民間住宅の建築を促進します。
- 市営住宅の適正な管理を図り、住宅に困窮している市民への的確な住宅の供給を推進します。

\* セーフティネット：安全網の訳で、住宅に困窮する世帯に市営住宅を提供し、居住の安定を確保すること。  
\* コミュニティバランス：母子、高齢者、障害者、単身者、新婚及び子育て、一般に分け入居募集することで世帯バランスの取れた住環境形成を図ること。

施策の展開

- 良好な居住環境の形成
  - 建築協定\*などの活用促進
  - 市民や事業者の自主的なまちづくりへの支援・指導
  - 空き家の利活用の推進
- 良質で安全な民間住宅建築の促進
  - 住宅の耐震対策の促進
  - 長期優良住宅\*認定の普及・促進
  - 住まいに関する相談窓口の充実
- 市営住宅の適正管理の推進
  - 市営住宅の長寿命化の推進
  - 市営住宅の適正な入居管理



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
市営住宅の特定目的別分散入居率	50.0%	57.0%	高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に困窮する世帯を対象に募集する制度により市営住宅に入居した世帯の割合

関連計画

- 第2期耐震改修促進計画（平成28年度～令和2年度）
- 空家等対策計画（平成29年度～令和3年度）
- 住生活基本計画（平成30年度～令和9年度）
- 公営住宅等長寿命化計画（平成30年度～令和9年度）

\* 建築協定：土地の所有者が一定の区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準を定めるもの。  
\* 長期優良住宅：構造の耐久性が高く、耐震性、維持管理や更新の容易性、省エネルギー性などの性能を備え、良好な景観の形成に配慮された居住環境や一定の住戸面積が確保された、長く快適に住み続けられる優れた住宅。

## 産業・観光分野

2 市民と産業を支える力強いまちをつくる

2 活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる

1 持続可能な農業の振興

2 活力ある商工業の振興

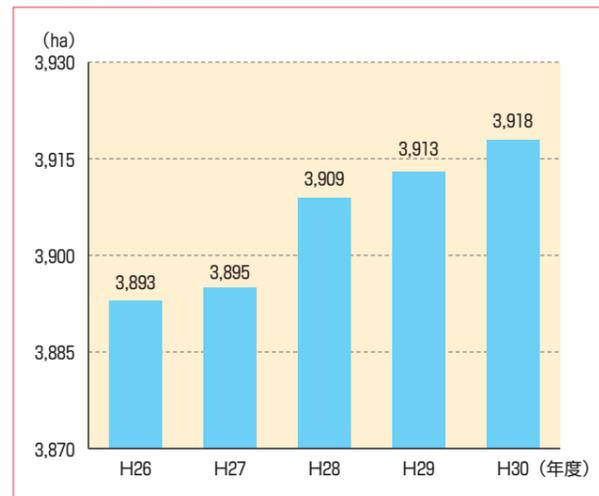
3 企業誘致の推進と雇用の促進

4 魅力ある観光の振興

現状と課題

- 1 農業従事者が減少、高齢化する中で、次世代を担う意欲ある担い手の育成・確保が不可欠となっています。関係機関と連携し、青年層の新規就農者や意欲ある担い手を支援するとともに、遊休農地\*の発生抑制及び解消や生産基盤の整備を推進し、持続可能な農業の振興を図る必要があります。
- 2 地産地消や食育の推進などから地元農産物への期待が高まっています。これらの安定供給を図るとともに、ブランド農産物の育成を進め、普及と新たな販路拡大を図る必要があります。
- 3 農業体験を通じ、地域の自然や文化など多くを学ぶことができます。自然の恵みへの感謝、収穫の喜びなど食や農業の大切さを学ぶことで地域への理解を深めるとともに、地元農産物に対する関心の向上、市民交流や世代間交流による地域の活性化が期待されています。

ほ場\*整備面積



施策の基本方針

- 1 意欲ある農業者への支援と生産基盤の整備に努め、安定的で生産性の高い農業の振興を図ります。
- 2 安心・安全で高品質な地元農産物の生産を推進し、地産地消の取組と販路の拡大に努めます。
- 3 農業体験・交流を推進し、市民の農業への理解や関心の向上を図ります。

\* 遊休農地：現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。  
\* ほ場：作物を栽培する田畑などの農地。

施策の展開

- 1 意欲ある農業者の確保・育成と生産基盤整備の推進
  - 認定農業者及び新規就農者の育成・支援
  - 耕作放棄地の解消と農地集約による利活用の促進
  - 土地改良事業によるほ場整備
  - 自然災害への対応と営農支援
- 2 地元農産物振興の拡大
  - ブランド化の推進と流通の拡大
  - 指定産地農産物の強化
  - 地産地消の推進
- 3 農業体験・交流の推進
  - 農業体験による市民交流
  - 農業体験学習による地域間交流と世代間交流
  - 農業まつり、郷土料理体験などを通じた「食と農」への理解の促進



まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
新規就農者数	13人	70人	平成30年度以降の新規就農者の総数 (目標値は年間10人程度を見込んだ累計値)
ほ場整備面積	3,918ha	3,949ha	土地改良事業などにより整備された農地（ほ場）の面積
地産地消推進の店	85店	90店	地産地消推進の店に認定された店舗の総数

関連計画

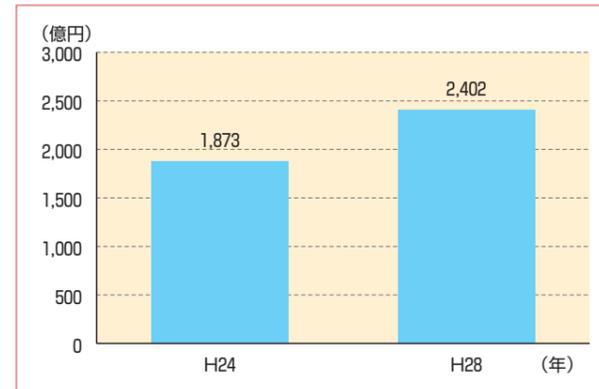
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成18年度～）
- 農業振興地域整備計画（平成21年度～）
- 農業振興プラン（平成20年度～）
- 田園環境整備マスタープラン（平成21年度～）

2-2-2 活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる  
活力ある商工業の振興

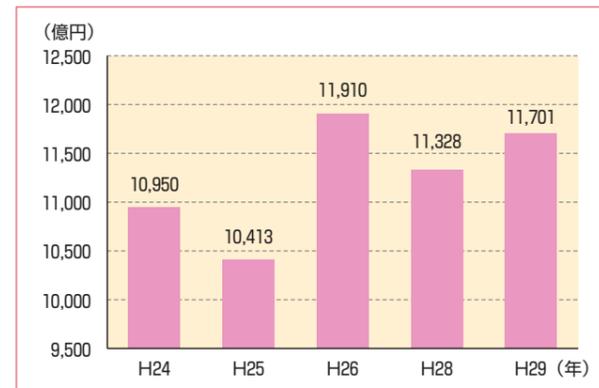
現状と課題

- 1 郊外や幹線道路沿いでは大規模小売店や飲食店などの集積が見られますが、中心市街地では空き店舗や廃業などによる空洞化が進み、地域住民の利便性やまちづくりの観点から活性化が重要な課題となっています。事業者、市民、行政の連携した取組を進める必要があります。
- 2 中小企業の受注環境が厳しさを増す中で、新たな取引先の獲得と販路の拡大が重要な課題となっています。また、多くの中小事業者の経営基盤は脆弱であるため、景気動向の影響を最小限に抑え、安心して経営に専念し、安定した経営基盤を築くための支援が求められています。

■ 小売業の売上（収入）金額



■ 製造品出荷額等



※H27は算出方法が異なるためグラフに表示していません。

施策の基本方針

- 1 地域に応じた商業活動の活性化を図り、賑わいのあるまちを目指します。
- 2 中小事業者が利用しやすい支援制度・体制を充実させ、工業の振興を図り、地域経済の発展を目指します。

施策の展開

- 1 商業の活性化
  - 起業しやすい環境の整備
  - 商店街イベントへの支援
  - 事業者、市民、大学などと連携したまちづくり
  - 地元産業との連携による新たな名産品の創出
- 2 工業の活性化
  - 各種融資制度や経営相談の充実
  - 技術開発や製品開発への支援
  - 伊勢崎銘仙などの伝統産業の振興
  - 販路拡大への支援



まちづくりの指標（成果指標）

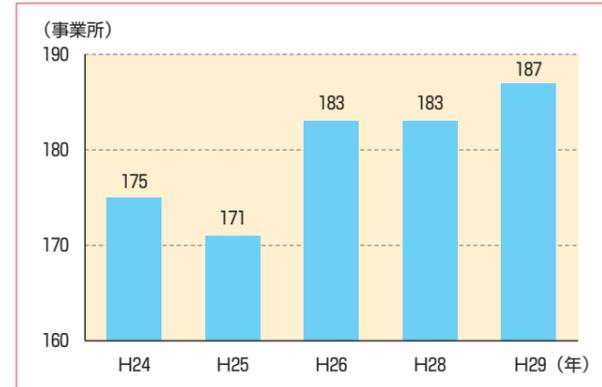
指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
小売業の売上（収入）金額	2,402億円 (平成28年)	2,500億円 (令和3年)	商品などの販売額、または役務の提供によって実現した売上高など（不動産や有価証券などの販売額は含まない）の合計（経済センサス活動調査）
小売業の事業所数	1,431店 (平成28年)	1,500店 (令和3年)	一定の場所を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われ、従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている場所の合計（経済センサス活動調査）
製造品出荷額等	11,701億円 (平成29年)	12,500億円 (令和4年)	製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計（工業統計調査）

2-2-3 活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる  
企業誘致の推進と雇用の促進

現状と課題

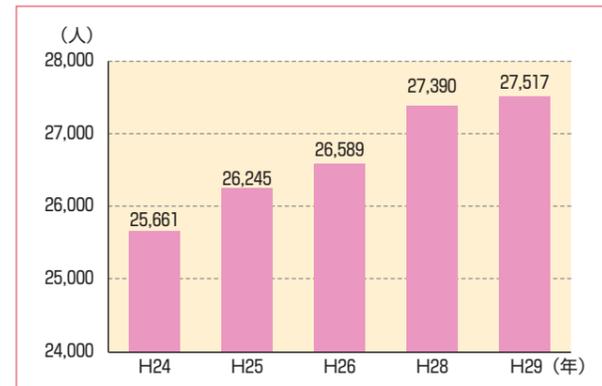
- ① 製造業では、海外生産から国内生産へ回帰する事業活動が見受けられ、国内での企業進出が進んでいます。今後も、内需拡大型へシフトする企業動向を見据えて、優良企業の誘致に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ② 企業誘致の受け皿となる用地が不足しているため、本市の優れた立地条件を生かして、新たな産業団地を整備する必要があります。
- ③ 労働需要が労働供給を上回る状況が続き、若者の地元就職や潜在労働力の就業が求められています。そのため、魅力ある雇用の場を拡充するとともに、高齢者や女性を含む幅広い人材の就職支援に努める必要があります。

■ 事業所数（従業者30～299人）



※H27は算出方法が異なるためグラフに表示していません。

■ 従業者数（従業者4人以上）



※H27は算出方法が異なるためグラフに表示していません。

施策の基本方針

- ① 市内企業の受注拡大を目指し、積極的な誘致活動を展開して優良企業を誘致します。
- ② 企業誘致の受け皿を確保するため、経済動向を注視しながら、利便性が高く魅力ある産業団地の整備を進めます。
- ③ 雇用機会の確保と雇用の促進に努め、勤労者福祉の充実を図ります。

施策の展開

- ① 積極的な企業誘致活動の展開
  - 立地支援策のPR
  - 大都市圏への企業訪問や全国規模の展示会でのPR
  - 進出企業と市内企業との協業支援
  - 進出企業による地元雇用の拡大
- ② 産業団地の整備促進
  - 産業団地<sup>\*</sup>への企業誘致の促進
  - 新たな産業団地の検討
- ③ 雇用の促進と勤労者福祉の充実
  - 雇用調整助成金制度の拡充
  - ハローワークとの連携の推進
  - 正規雇用を促進する就職面接会などの開催
  - 中小企業退職金共済制度加入企業への支援



まちづくりの指標（成果指標）

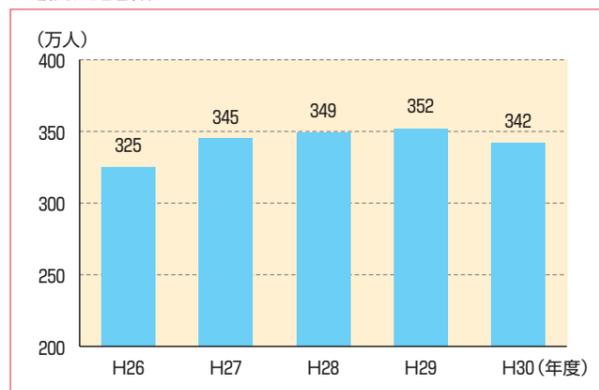
指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
事業所数	187事業所 (平成29年)	189事業所 (令和4年)	従業者30人から299人までの工場、製作所、製造所、加工所と呼ばれる事業所の合計（工業統計調査）
従業者数	27,517人 (平成29年)	28,000人 (令和4年)	従業者4人以上の事業所で働く、個人事業主、無給家族従事者、常用労働者の合計（工業統計調査） ※雇用期間1カ月以内の臨時雇用者は含まない。
有効求人倍率	1.81倍	1.06倍	雇用状況を示す指標で、ハローワーク伊勢崎へ申し込まれている求職者数に対する求人数の割合

※ 産業団地：工業の立地を目的とした工業団地や物流施設を対象とした流通団地などの総称。

現状と課題

- ① 本市には、華蔵寺公園遊園地や赤堀花しょうぶ園、あかぼり蓮園、あかぼり小菊の里など四季折々の花の名所、花火大会や夏まつりなどのイベント、世界文化遺産「田島弥平旧宅」など多くの観光資源があります。これらを充実・活用するとともに、新たな観光資源を発掘することで、本市への人の流れを創り出すことが必要とされています。
- ② 本市は、首都圏や近県からの観光誘客を進めるため、高速道路や鉄道などの広域的な交通利便性を生かした周遊できる観光ルートづくりを進めていくことが大切です。また、国内外の旅行者に向けて各種情報媒体を活用し、観光情報の発信に努める必要があります。

観光入込客数



施策の展開

- ① 魅力ある観光づくりの推進
  - 華蔵寺公園遊園地の充実
  - 世界文化遺産「田島弥平旧宅」の活用
  - 観光資源の発掘と活用の推進
  - 観光イベントの充実
- ② 観光客誘致の推進
  - 周遊できる観光ルートづくり
  - 観光案内の充実
  - 本市の魅力を生かした積極的な観光情報の発信



施策の基本方針

- ① 既存の観光資源の充実と、新たな観光資源の発掘・活用を図り、魅力ある観光づくりを推進します。
- ② 関連団体や周辺自治体などと連携した観光情報の発信に努め、観光客の誘致を推進します。

まちづくりの指標（成果指標）

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	解説・算出方法など
観光入込客数	342万人	390万人	1年間に1万人以上、もしくは特定月に1,500人以上の来場者のあるイベントや観光名所への観光客の合計